

今後の税制のあり方

——金融証券税制を中心に——

宮島 洋

小山理事長 ただいまから講演会を始めます。本日の講師は東京大学教授の宮島 洋先生です。宮島先生には、これまでたびたびこの会の講師をお願いしていますが、恒例ですので、最初にご経歴等を簡単に紹介いたします。

宮島先生は、昭和四一年に東京大学経済学部をご卒業、同大学院経済学研究科を履修され、その後国立信州大学教授を経て、昭和六〇年に東京大学経済学部教授に就任されて、現在に至っております。

先生の著作としては、昭和六一年に日本評論社から出版された『租税論の展開と日本の税制』や平成四年に岩波書店から出版されました『高齢化時代の社会経

済学』など、ご専門の租税や財政に関する著書や論文が多数ございます。先生は現在、政府の行政改革委員会委員や国会等移転審議会委員等の要職にあり、また政府税制調査会委員として税制審議の場でも活躍しておられます。政府税調では、今後法人税制のほか、いわゆるビッグバン関連の金融証券税制も取り上げられるようございます。

本日は、宮島先生に「今後の税制のあり方」というテーマでお話しいただくこととしました。ご清聴をお願いいたします。

それでは、先生、よろしく願います。

一、はじめに

宮島でございます。

きょうは、「今後の税制のあり方」の中で、とりわけ金融証券関係の税制についてお話ししたいと思います。

最近、ディファクト・スタンダードという言葉がいろんな方面で使われております。訳せば「事後の標準」と申しますか、一番典型的な例をいえば、かつてVHSとベータというビデオの二つの方式があつて、技術的な問題あるいは性能とかには、特に大きな違いはないにしても、世界的にVHSが主流になった結果、ベータが駆逐される、要するに、だれがそれを一番利用するかによつて、事実上標準が決まってしまうという現象で、ディファクト・スタンダード(事後の標準)とい

う言葉を用います。これは、よしあしの問題よりも、使う人がだれが一番多いかで決まる問題でございます。

今日までの日本の金融証券関係の税制のあり方は、国内税制の問題と絡んでおりますけれども、どうもだんだんローカル・ルールになりつつある。グローバル・ルールとして、アメリカを考へるのか、EUを考へるのかは議論の余地がいろいろあると思ひますけれども、必ずしも金融証券市場だけではなく、企業のあり方なり産業のあり方、税制も含めまして、ローカル・マーケットでとどまればよろしいわけですが、もし世界的、国際的な指標での影響力を維持したいのであれば、いや応なしに、いわゆるディファクトになつてしまったグローバル・スタンダードを採用せざるを得ないということとその話を基本的に行なうと思ひます。

税制の問題をとりましても、私は研究者ですから、好き勝手なことを言つてもいいのですが、大蔵省にとつては大変苦痛を伴う問題です。これは、日本の税制そのものの根幹にかかわつてくることでもありますので、恐らく時間がかかりかかる問題だらうと思ひます。しかしその一方で、為替取引の完全な自由化のスケジュールがもう決まっておりますので、その中で、どうもこの税制だけが依然として議論がおくれているということ

です。

税制調査会がきょう午後から実質的に始まりますけれども、当面は、まず金融証券税制や積み残した法人税の問題が夏ぐらいまでに決着をつけざるを得ない形になっていると思ひます。実際、既に私たち内部的にはこういう議論をかなりしております。

ただ、私たちは、基本的な考え方等については

確かに専門かもしれませんが、今日日本の証券市場で、課税問題に具体的にどういうことが起こつていのかということに関して、正直いつて余り詳しくないこともございます。恐らくきょうご出席の方々は、私以上に詳しい方もいらっしゃると思ひまして、実は私はきょうは大変気が重いのですが、その点はお許しいただきたいと思つております。

最初に、今後の税制改革の基本的な問題は何かということについて、超高齢化社会の社会的費用、経済・行政・財政構造改革との整合性、経済国際化との調和といった観点からお話ししたいと思つておりましたが、どうも時間の関係から、きょうそれをお話しすることは難しいようです。

ただ一つだけ、最初にディファクト・スタンダードという言葉をご紹介しましたが、要するに、従来日本の税制は、主として国内税制のあり方とし

ての経済的な中立性、あるいは税制としての一貫性をずっと議論してきたと思います。今までは経済の国際化といっていたけれども、為替取引に事前届け出制とか、許可制がある限りにおいては、税制の国際化の問題は余りまじめに考えてこなかったところがございます。

しかし、昨年の税制調査会の後半ぐらいからそこがかなり変わってまいりました。為替取引の完全自由化の日程がはっきりし、既にそのための環境づくりがいろんな面で進められている中で、税制の問題を考えるときに、先ほど申しましたように、日本国内で今まで一貫性があり、中立性がある、そのように整備されていた仕組みがどうもローカル・ルールになってしまっている、もちろんそのローカル・ルールのままでも貫くのも一つの方法でありますけれども、現在の日本のように、多くの貯蓄を持っていて、世界的な資本輸出国的

な役割を果たしている場合には、ローカル・ルールであり続けるわけにはいかない面がございます。どうしてもディファクトになっている世界市場における主たる基準を日本の税制にも持つてこざるを得なくなってきたということでもあります。そして、ディファクト・スタンダードとしては、今のところ世界的には、EUの域内での考え方とアメリカの考え方と二つございますが、どうも全体の流れとしては、だんだんとアメリカ型のスタンダードの方が重視されてきているというのが実情ではないでしょうか。

しかし、アメリカ型のスタンダードは、日本の今までの税制の基本的な考え方を根本から覆す性格のものでもあります。これは、特に金融証券関係の税制に関しては、従来の日本で考えられてきたような議論の仕方なり、スタンダードと非常に違う。ですから、時間がない中で、こういう

金融証券税制のあり方を考えると申しましても、果たしてどこまで行き着けるのか、私たちが今のところ全く見えないということでございます。

二、ビッグ・バンと流通税

そこで、早速「ビッグ・バンと流通税」の話から入っていききたいと思います。

ご存じのように、流通税は、現在ビッグ・バンを控えた日本の金融証券税制の改革の一つの象徴的な存在になっているといっているかと思えます。とりわけ、有価証券取引税を廃止するの、あるいは大幅に税率を引き下げるのか、その辺のところはまだよくわかりませんが、いずれにしても、それを相当整理縮小する方向が一つの象徴的な税制改革論議として議論されていることはご承知のとおりでございます。

しかし、その一方で、例えば東大法学部の中里教授のように、むしろ逆に、こういう流通税を再評価する動きもございます。それは、最後に少しお話ししたいと思いますけれども、結局流通税が現在の金融証券市場の国際化にとって障害であるという認識からスタートして、それにかわるべき税制上の措置をいろいろ考えていきますと、それがどうも今までの日本のスタンダードと余りにも違い過ぎる結果になりかねない。そうすると、これは大蔵省にとってもそうでしようし、恐らく皆様方にとっても、余りに今までのやり方と違うものを入れてくることに対しては、抵抗もかなり強いだらう。そうすると、またもとに戻って、流通税的な発想がまた出てくるということでもありません。これには、経済学者の考えることと法律学者が考えることとの間に随分ギャップもございます。それがどういうことを意味するのかは最後にお話し

したいと思えます。

まず、日本では、流通税といわれる有価証券取引税、印紙税、取引所税の三つがございましてけれども、租税論的な評価は極めてはつきりしておりません。要するに、これは税務行政体制が非常に不十分だった時代の外形課税で、一種のみなし課税というのがその発想であります。つまり、有価証券の取引が行われるとか、あるいは証書が作成されるという事実に着目した課税でありますけれども、それはあくまでも外形、まさに事実にはかならないわけでありまして、実は、有価証券取引税とか印紙税は、そういう有価証券の取引が行われる、あるいは証書を作成する背後に担税力を見出しているわけでありまして、しかし、その担税力を税務行政上きちんと把握できないので、いわばみなしの外形課税として流通税という形の課税を行っているわけです。

こういう税はたくさんございまして、例えば、

かつてあった人頭税がそうであります。人頭税とは、まさに頭割りの課税でございまして、これは、税務行政が非常に不十分であったり、その人の所得とか消費が把握できない時代には、とにかく頭当たりで課税してしまうことをやっております。あるいは、窓税という税金がヨーロッパでも日本でもかつてございましたが、これは窓の数で住宅に課税する、窓のたくさんあるところは裕福な家だろつという、いわばみなし課税でございまして。住宅の資産価値がだんだんとわかってくるというようなものが廃止されまして、固定資産税のような資産課税に移っていくわけがあります。ですから、所得、消費といってもきちんと把握できない、税務行政が不十分な古い時代においては、外形で間接的に課税をするやり方はどこの国でも一般に見られたことございまして、そういうも

のが現在日本ではかなり多く残っているといっているかと思えます。

こういう流通税という、何らかの担税力を推定してみなし課税を行うやり方のメリットの一つは税率が低く済むことございまして、所得とか消費であれば、二〇%とか三〇%という課税があり得るわけですが、通常こういうみなし型の流通税の場合には、〇・何%という非常に低い税率をとっている。心理的な問題も無論あるということでありまして、この辺はかなり落とし穴であります。実際外形的に取引額に対して〇・〇何%という課税をすることは、一見低そうに見えますが、そこで発生した所得なり、あるいは手数料といった消費に対する実質課税を考えますと、税率としてはかなり高くなる可能性がございまして、ある意味では落とし穴になっていくかと思えます。

既に申し上げましたように、流通税の背後に何

を見出していくか。これは、譲渡益と取引手数料でございまして。つまり、有価証券の譲渡が行われるときに、そこに担税力があるとすれば何かという、一つは取引に伴って発生するキャピタルゲインであり、もう一つは取引の手数料であります。ですから、ご存じかと思えますが、ヨーロッパ諸国などが六〇年代から七〇年代、さらに八〇年代にかけてこういう流通税を廃止したプロセスは、逆にいえば、所得税の中のそういう譲渡益課税、あるいは譲渡益課税を持っていない国は資産の保有税がございまして、そういうものでカバールをする、あるいは付加価値税でカバールをしていくやり方をとっている。アメリカの場合には、それが主としてキャピタルゲインの総合課税という形で吸収していったと考えられます。

ただ、日本でそういうことが非常におくれた理由は幾つか考えられますが、一つは、税務行政上

の理由でございませぬ。キャピタルゲイン課税とか、多段階の消費税に比べますと、取引という事実に着目して、取引額に低い税率をかけるという流通税のタイプ、あるいは証書の作成といった事実に着目して低率の印紙課税をするのは、税務行政上、コストが非常に小さく済みませぬ。そういう面で、税務行政上のメリットが非常に大きいということでありませぬ。

また、それだけではなく、有取税は、今まさに日本の金融証券市場、特に証券市場の発達を阻害する大きな原因であると指摘されておりますけれども、昭和二八年は全く逆の議論をしていたということ、恐らく少しご年配の方は覚えておられるかも知れませぬ。つまり、シャウプ勧告で、キャピタルゲインの総合課税制度が入りました。昭和二八年度の税制改正でそれを廃止いたしました。そして、そのときに、有価証券取引税がいれば復

活するわけでありませぬ。

当時主税局の第一課長だったと思いますが、今はもう引退しております塩崎潤さんという政治家が当時の責任者でございました。その方が書きました「有価証券取引税に関する解説書」を読みませぬと、もちろん税務行政上の問題もあるし、税収が安定的だということもありますが、一番強調しているのは、証券の売買に伴って発生する所得に関する税務当局による把握、つまり、貯蓄や財産処分に対する秘密性を損なうようなキャピタルゲイン課税が今の証券市場の発展を最も妨げているということ、それが当時の認識でございました。有価証券取引税のように、売買に対してみなし課税を行うことによって、資産の処分に対する秘密性を維持しておくことが、むしろ証券市場の発展にとって最も望ましい結果をもたらすのではないかという議論が主流でございました。ですから

ら、当時はキャピタルゲイン課税から有価証券取引税に切りかえることが、資本市場の活性化対策として認識されていたわけでありませぬ。

それがなぜ今逆に、活性化対策どころか、証券市場の不活性化と申しますか、発展を最も妨げているものだと認識されているかといえ、当時との大きな違いは、やはり世界市場との関係の問題だろうと思ひませぬ。当時はまだ独立したばかりで、課税管理も極めて厳格であり、国際的な市場とほとんど統合されていない中で、いわば日本のローカル・ルールだけで議論ができていたと思ひませぬ。それが今日では、世界的なスタンダードとしてのグローバル・ルールの中に、日本の証券市場なり金融市場が置かれているために、従来のような有価証券取引税がむしろ資本市場の活性化策であるというローカル・ルールの発想が通用しなくなつたということだろうと思ひませぬ。

しかし、この議論は、私たちにとって幾つか考えさせられることがございませぬ。一つは、今日まで日本の場合には、どちらかと申しますと、貯蓄とか、資産取引の匿名性なり秘密性を重視する考え方が一貫して流れております。それは、例えば支払調書を出さないことであらわれておりませぬ、そのことが日本の場合には、特に資産所得に関する源泉分離課税が非常に広範に普及している大きな背景にもなっているわけでありませぬ。

もう一つ重要な点は、本来有価証券取引税とか、印紙税、取引所税は、外形的なみなし課税でありますから、そこで実際の損益がどう発生しているかは考えていないわけでありませぬ。恐らく今日までこういう流通税的なものが大きな抵抗もなく受け入れられていた理由は、損益が確率的に発生する世界ではなかったからだと思ひませぬ。つまり、長い目で見れば、高度成長の中で、株価な

り、そういうものは傾向的には上昇していく。つまり、下がることはないんだ。土地についても同じであります。ですから、多少長い目で見れば、常に譲渡益が発生することが前提になっている。譲渡損失が発生して、それを何とか控除しなければいけないという発想はなくて、譲渡益が常に発生していくことで、それをできれば課税当局に余り厳密に把握されたくないという思いが非常に強かったのではないのでしょうか。

逆に、この数年のように譲渡損失が発生する世界、また、これから長い目で見れば、もちろん短期的に波があると思いますけれども、恐らく譲渡損失あるいは譲渡益が確率的に発生する経済を考える必要があるだろうと思います。そうなりますと、従来のように、源泉分離課税的な発想あるいは流通税的な発想で、損失が発生しても、取引が行われる限りは課税されることに対しては、経済

計算的にはとても許容できなくなってくる。譲渡損失が発生すれば、それは何らかの形で損益通算に持っていきたいというのは当然で、そうでなければ、リスクな投資はカバーできなくなってしまう。

ですから、今までお話ししましたように、これまでみなし課税の流通税が比較的維持されてきたのは、大きな要因としてはたくさんあると思いますが、まず一番大きいのは、為替管理のように、資本取引に対する非常に厳しい制限が行われていて、届け出とか、承認で事前にチェックしていたので、あと余り細かいことをやる必要はないという考え方が強かったのだろうと思います。それから、経済的にいえば、長い経済成長のプロセスで、常に利益が発生することを前提にして、税制が組み立てられていたことがあると思います。三番目は、課税当局側の要因でございまして、税収

が安定しているとか、あるいは税務行政コストが非常に低いとか、そういった面で今日まで流通税が維持されてきている。むしろその方が望ましいという考え方も強かったのだろうと思います。そういう状況が今日変わりつつあるということでございます。

まず、為替管理がほとんど完全に撤廃されるという世界で、資金の移動が世界的にも極めて迅速に行われるようになっていく。居住者と非居住者が従来のように、為替管理の活用を通じて確認できなくなってきた世界でもございます。それから、確率的に譲渡益と譲渡損失が発生するような証券市場を考えておく必要があるということでもあります。つまり、そういう意味で、ローカル・ルールをグローバル・ルールにだんだんさや寄せしていく必要性が今日では主張されます。そういったものが簡単にいかないのは、先ほど申しました

ように、一つは課税当局にとっては税収の安定性とか、税務行政コストの低さはなかなか手放したくないということが当然あるからだと思います。

恐らく皆様の方がよくご存じかと思いますが、日本の多くの資産保有家あるいは投資家にとっては、なお匿名性の方がはるかに重要だと考えている。つまり、経済計算は多少無視してでも、匿名性の方が大事だと思っている方が多ければ、議論はなかなか進まないということでもあります。

一般に今日では規制の問題で申しますと、事前の参入規制とか業務規制あるいは輸入規制を廃止して、そのかわり市場における参入や業務はなるべく自由にし、マーケットにおけるいろんな行動規範だけは明確にして、それをきちんとモニターし、最終的にチェックをするという、事前規制型から事後規制型へ規制体系が全体に移っておりま

す。それに例えていえば、税制もそういうみなし型あるいは源泉型の事前課税から、むしろ最終的には事後課税型へという大きな流れが、私はディファクト・スタンダードとしての世界的なルールとして考えられると思います。

もちろん有価証券取引税と流通税に対しては個別問題もたくさんございまして、従来からCDをどう扱うかとか、あるいは短期取引が多い債券の現先取引に対する取引所税をどうするか。取引所税を前提にすると、現物取引の方が有価証券取引税によって税負担が重くなることもあって、どうしても現先の方に流れることもあったり、もともと取引所税のようなもの自体も問われているわけでありまして、日本では有価証券取引税あるいは印紙税、そして取引所税が存在している結果、金融商品間の課税の均衡あるいは金融証券取引についての均衡は維持するのがなかなか難しい。一言

いう、確かにそこで一種の代替関係がございまして、ですから、この両者には関係があって、もし今後流通税を廃止していくのであれば、譲渡益課税あるいは手数料に関するサービス課税をきちんと整えていかなければいけない。こういう発想は歴史的な経緯からいえば当然出てくることであります。

しかし、そういう代替関係なり、強い関係があるかという点も必ずしもそうでもないという議論もございまして、例えば、譲渡益課税をどうするか、あるいは手数料課税をどうするかは、これはまた所得税なり消費税の問題として別個の問題であり、そちらはそちらで整えておくということであれば、特に有価証券取引税と流通税を廃止した場合に、新しい租税措置をとらなければいけないということにはならないわけがあります。

ところが、現実にはこの両者が非常に強い関係

でいえば、現在資金調達で大幅に進んでいるセキュリティゼーションに対する阻害要因としての流通税は、やはり無視できない存在になってきているということではないでしょうか。

そこで、現在、こういう流通税を整理する方向について、税調でそういう議論を本当に本格的にやっているとは私も余り思いませんが、むしろ政治の世界の方が先行していて、その方向に向かいつつあることは確かでございます。そのときに、有価証券取引税と株式の譲渡益課税との関係をどう考えるかということも、もう一つの論点になるのだろうと思います。

確かに、歴史的な経緯でいえば、かつて日本では有価証券取引税が存在していて、それが戦後シャウプ勧告によって譲渡益課税が導入されるときに廃止される。逆に、昭和二八年度に譲渡益課税が廃止されるときには有価証券取引税が入ると

を持っているというのは、今の株式譲渡益課税の中の源泉分離課税が、実は有価証券取引税と全く同じでございまして、もちろん細かい点でいえば違うところもありますけれども、基本は取引額そのものに対する課税、みなし課税の性格を持っていることであります。現在株式の譲渡益は、上場株式が主ですが、源泉分離課税の場合には、みなし利益率が五・二五%で、事実上一・〇五%の有価証券取引税と同じことであります。

ですから、もし有価証券取引税が金融証券市場の発展にとって望ましくないのであれば、今の源泉分離型の株式譲渡益課税も望ましくないということ、論理としては全く同じことになります。ですから、一方で有価証券取引税はおかしいけれども、源泉分離課税の株式は残してくれというのは論理として成り立たないのです。性格は全く同じものである以上、この二つは合わせてやめるな

らやめる、残すなら残すという議論にならざるを得ない。ですから、もし有価証券取引税を今後廃止するのであれば、同時に株式の譲渡益に関する源泉分離課税も廃止せざるを得ないでしょう。そうなる、申告分離一本という方向になることは、もう既に新聞などでもリークされていることでもございまして、恐らくそういう議論になるといふよりも、論理的にそうなってしまうことでもあります。

ただその先の話として、申告分離課税のように、株式の譲渡損益の中での通算を考えるのがいいのか、あるいはアメリカのように総合課税をして、一定の限度はつきませんが、他の所得との損益通算に道を開く方がいいのか、これが次の大きな課題になってくる。これが譲渡益に関する課税としては、議論されていいものだと私は思います。

もちろん、何がスタンダードかというのは、ア

今後の税制のあり方

三、ビッグ・バンと源泉徴収制度

すので、簡単に動く問題ではないが、当面は申告分離一本という方向が恐らく強いのではないかと思います。先ほど申しましたように、譲渡損益中の通算にとどまることがいいのか、あるいはもう少し広い意味での損益通算的な発想にいくのがいいのか、そのところが意見の大きな違いになります。

次は、源泉徴収制度の話をしたと思います。

源泉徴収制度は、私はむしろ有取税のような流通税よりも、話としては非常に難しい議論であると理解しておりますし、私自身正直いって、こういう席からお話しするにはまだまだよくわかっていないこともありますので、その点はお許しいただきたいと思えます。

表1 国際課税の原則と現実

投資家：A国に居住、B国への間接投資（1単位の所得発生）
 A国の所得税限界税率（ $T_a\%$ ）、B国の源泉徴収税率（ $T_b\%$ ）
 居住地原則：住民居住地域の政府に課税権
 源泉地原則：所得発生地域の政府に課税権

	A国	B国	調整措置	計
	居住地課税	源泉地課税		
居住・源泉地原則併用	T_a	T_b	なし	$T_a + T_b$
源泉地原則	-	T_b	A国：非課税	T_b
居住地原則	T_a	-	B国：非課税	T_a
居住・源泉地原則併用・調整	$T_a - T_b^*$	T_b^*	A： T_b^* 税額控除	T_a

(備考) T_b に上限の設定： $T_a > T_b^*$

アメリカでは、今申しましたような総合課税で一定の限度をつけて他の所得との損益通算を求めるのがスタンダードでありますけれども、ヨーロッパ諸国の場合には、原則非課税の国があったり、申告分離の国があったり、総合課税の国があったりとさまざまございまして、どこにスタンダードが収れんするのかは、私たちにまだまだ必ずしもはっきりいたしません。しかし、いずれにしても、有価証券取引税の廃止問題と株式の譲渡益の源泉分離課税の廃止問題は、ほとんど連動して起こる問題でありますので、株式譲渡益の課税に関しては、申告分離一本という形でいいのか、あるいはもう少しアメリカ型のやり方を考えるのかという問題を今後考えていく必要があるだろうと思います。

もちろん、これは税務行政上の問題とか、納税者番号制度などのいろんな問題が入ってまいりま

表1を見ていただきたいと思ひます。

これは、国際課税における原則的な話をしているわけですが、A国、例えば日本の内国法人でも個人でも構いませんが、それがB国の国債なりに投資をする。B国から債券利子という形で発生したものがA国に戻ってくるわけであり、それが、そういう場合、一体どういう課税を原則としてすべきかということであり、それぞれの国は必ず課税権を主張することが大前提でございます。そこに二つの原則がございます。

一つは、居住地原則と申しまして、これは投資家が居住する国で本来課税すべきだという考え方でございまして、通常、居住地国での全世界所得課税と申します。つまり、外国で稼ごうと、国内で稼ごうと、全部の所得に居住地国においての税制を適用するという考え方がこの居住地原則であります。それに対して、源泉地原則は、所得が發

しないということであり、そうなりますと、結局投資家自身に対する税負担は「 M 」だけになりますので、かなり軽減される。ところが、これも問題が幾つかありまして、一つは、税収が全部B国にしか入らないことであり、後ほどその辺の説明を少ししたいと思います。

三番目の居住地原則は、居住地国だけが課税をする権利を持つ。ですから、B国は、非居住者に対して支払う利子には課税権を持たないということとであります。ですから、「 M 」という投資家が住んでいる国の税率だけが適用される。しかし、今度はA国にしか税収が発生しないという問題が起りますので、通常は課税権が衝突して、許容されない。

そこで、結局A国とB国ともに課税権を主張して、「 M 」という税収を一人得るけれども、ただ、A国において最終的に申告をする際に、既

生ずる地域の政府にも課税権があるという考え方であります。この場合でいえば、B国の発行した国債なり社債なりに対し、そこから発生する利子に対しては、B国が課税権を持つという考え方であります。

最初の行にありますように、この二つの国が同時に課税権を主張し、居住地原則、源泉地原則をも併用いたしますと、A国では「 M 」——これは限界税率とお考えいただきたいと思ひますが——の税率を適用し、B国でも「 M 」で課税いたしますので、「 $M + M$ 」という税負担が、この債券の所有者にかかる。もし、この二つが十分に調整されておりませんと、非常に高くなるかと思ひます。

こういう二重課税を避けるために、一つの考え方は、源泉地国だけが課税権を持つ。つまり、この場合所得が発生したB国だけが課税権を持つという考え方で、A国は外国所得に対しては課税を

にB国で払った外国税、「 M 」を控除する。こういう外国税額控除制度を導入して調整を図る。その結果、一定の条件つきでありますけれども、ちょうど居住地原則と同じように、最終的には「 M 」という税負担だけになるということとあります。

ですから、一応世界的なスタンダードとしては、まだ国によって若干違いがありますが、一番下のやり方、つまり、居住地原則と源泉地原則をともに容認して、しかし、居住地で最終的に納付する際には、外国で払った税を外国税額控除して二重課税を調整するというやり方をとっているといるということとあります。

実は、これからお話しする源泉徴収税は、このうちの源泉地原則に基づく課税です。これをこれから少しお話ししたいわけであり、

なぜこの源泉地原則に基づく課税が容認されなければならぬかというのは、理由は非常に

きりしておりまして、租税論で申しますと、利益説とか受益説という考え方です。つまり、日本の企業の社債を購入したアメリカの投資家に対して利子を払うとき、その利子は、日本の国内で行われた、日本の企業が行った経済活動の結果でございます。

日本の企業が行う経済活動に対しては、日本の政府は、例えば教育とか、インフラの整備でありますとか、そういう公共サービスをいろいろ提供しております。企業が初めから読み書き、そろばんという教育を全部しているわけではありませんし、企業みずからが道路をつくったり、下水道を引いたりしているわけではない。それらは政府が行っているわけです。ですから当然、所得の発生のために、そういう公共サービスを供給した政府には課税権がある。これが受益説に基づく源泉地課税の根拠であります。ですから、当然源泉地国

は、課税権を主張することになります。

特にこの課税権の主張が強いのは、開発途上国でございます。なぜかと申しますと、圧倒的にネットの資本輸入国になっているというケースでありますので、多くの場合には、これは開発途上国が最も主張する権利として考えていただければいいと思います。

源泉地課税は無論、経済的にもメリットが幾つかございます。それはどういう国から投資が行われようと、例えば支払い利子に対する課税は、その源泉地国の税しか適用されません。ですから、もし居住地国であれば、非常に高い税負担を負ってしまふというケースでも、源泉地国の方が税率が低ければ、税金は低くて済む。どういふところから投資されても、源泉地国の税率だけで済むということ、通常これは「資本輸入への中立性」という言葉を使っていますが、そういう意味での

メリットはございます。

ですから、通常この源泉地原則というのは、特に開発途上国で強いわけでありすけれども、現在のように——日本は資本の純輸出国であります——世界的に資本を輸出する場合もあれば、輸入する場合もあるとなりますと、これは全世界的にこういう源泉地原則を主張するということになつてくるわけでありす。

もしこの源泉地原則だけの世界を考えると、それで課税が終わることになりますと、税務行政上非常に容易になるといふ面がございます。つまり、お互いに源泉地原則の課税だけを認めて、支払い段階で課税することで課税を終わらせることができるならば、身元をチェックする必要も無論ない、支払調書を出すとか、そんなことも必要でなくなる。源泉地だけで終わってしまうならば、居住地国にどれだけの所得が入ってくるかというこ

とを一々チェックする必要がなくなるものですから、そういう意味では、税務行政上非常に容易ですし、支払調書を出さないという意味での匿名性などについてもすぐれているという側面があるわけです。そういう意味では、この源泉地原則を適用した場合のメリットはあります。

では、この源泉地原則を国内にあてはめた場合、それはいわば源泉課税というものになるわけでありすが、それがどういふ評価になっているのかということをお話ししたいと思います。

これは先ほどの流通税と同じように、課税当局にとつては、大変便利な方法だということでありす。利子の場合、それは利子を支払う金融機関だけのチェックで済むわけです。受け取り利子の段階で課税いたしますと、それこそ数千万の人たちの申告が行われ、そこで利子の受け取り額をチェックする必要が出てまいります。それに比べ

ると、少数の支払い者のチェックだけで済むという意味では、税務行政コストが大変低く済んでいる。また、支払いの段階でチェックオフしますので、早期に確実な税収が確保できる、脱税の防止にも役立つというメリットが、源泉徴収制度には存在しているわけであります。

後ほどお話しますように、EUは、完全な域内の資本の自由化を実現した段階で、域内共通の源泉徴収税を導入しようとした。これは当然脱税防止の意味合いが強いわけですが、そういう点で、源泉徴収の持っているメリットは非常に大きいわけであります。

今お話しましたような、脱税の防止とか、早期に確実な税収を確保する。あるいは税務行政コストの低さといったメリットは、我が国でも非常に強く主張されております。

ただ、ちょっと注意していただきたいのは、源

も、税務行政上、非常にメリットがある、あるいは税収確保上メリットがあるというのが一般にいわれていることでもあります。

ところが、源泉徴収については、経済的な評価が非常に厳しい。なぜかと申しますと、まず第一に、これはどうして日本ではそういう感覚が余りないのだろうかと、私はむしろ企業の方や投資家の方の考え方にびっくりするのですが、申告納税の場合には、予定納税がありますから完全に年度に一回というわけではありませんけれども、大体二月から三月に申告の期間がございます。そこでまとめて納税する場合と、前の年の四月から源泉徴収されていくのを比べますと、明らかに源泉徴収の場合には、申告に至るまでの期間の納税額分の運用益を失っているわけであります。

そういう感覚は、アメリカでは非常に強い。アメリカは、IRSが何度も源泉徴収制度を利子配

源泉徴収と源泉分離課税とを分けて考えていただきたいということであります。つまり、国内でいえば、源泉徴収して確定申告で最終的な徴収をする、あるいは国際的には、外国税額控除を行って国内で調整をするというものと、今日本の国内的にとられております源泉分離課税は、性格としてはかなり違うものでございます。

先ほどお話しましたように、国際課税でいえば、源泉地原則だけを認めて、それに対しては居住地国で課税をしないという仕組み、これは国際的にいえば、源泉分離課税に近いやり方でありますけれども、源泉徴収プラス確定申告型の処理の仕方と、源泉分離課税だけで終わってしまうやり方とは、性格が非常に違います。今私は、どちらかというところ、源泉徴収プラス確定申告型の話をお話しているわけでございます。

いずれにしても、そういう確定申告型であって当に導入しようとしたしましたが、それに対して金融機関を初め投資家がほとんど反対に回ってつぶれている。一番大きい原因は、源泉徴収によって、納税期までの間に本来運用できる利子部分を失うということに対して非常に敏感であるということとです。

例えば、サラリーマンの場合源泉徴収されるので、事業所得者が、予定納税はありますけれども、年度末に申告する場合と比べて、若干の不利をこうむっているということで、給与所得控除の一つの理由にされることがあります。経済計算的に厳密に行われますと、源泉徴収によって早期に徴収される結果失う運用益に対して、世界的には非常に敏感だということとあります。我が国ではそういう議論が余り聞かれないのは、やや不思議な感じがいたします。そういう意味では、経済的な損失が非常に大きいということがまず第一であ

ります。

第二の点は、預金などはそうでもないかもしれませんが、例えば債券の場合ですと、ローンを受けて債券を買うというケースは別に珍しくはないわけであります。要するに、お金を借りて債券を買うということが行われますが、当然そこには支払い利子というコストがかかるわけであります。しかし、源泉徴収は、そういう債券を購入する場合のコストは全く考慮いたしません。債券の利子に対してグロスの課税を行うということでありません。

本来所得課税は、経費控除後の純所得に対する課税をするのが原則であります。もちろん預金利子の場合には、こういう経費という意識は余りないわけでありますが、企業や大規模な投資家が行う債券の購入とか売買の場合には、一種のコスト概念というのが一部入ってきているはずですが、

それが源泉徴収の場合には考慮されない。した

がって、源泉徴収税率そのものが低くても、ネット所得で見た場合の実効税率はかなり高くなる可能性があるわけです。しかも、それは経費部分まである程度含んで課税されるということでありまして、そういう点の問題は、国際的には非常に大きい意味を持っているということでもあります。これが二番目の問題点です。

三番目の問題点は、先ほど申しましたように、現実的にグローバル・スタンダードになっているのは、税額控除方式によって外国に払ったものは控除するという仕組みをとる、あるいは国内においても、例えば割引債のように、償還時に源泉徴収分を還付するという仕組みでありまして、源泉徴収された分はいずれ還付されるということでありますから、結局は源泉徴収がかかっていないのと同じだという考え方が一般的であろうかと思

ます。

しかし、これについても、いろいろな限界なりデメリットがございます。先ほど申しましたように、一つは、源泉徴収から実際に申告納税をして還付されるまでの間の運用益の損失というものがございまして、多くの場合、外国税額控除に対しては、フルに認めるのではなくて上限があるということもありまして、必ずしもフルに使えないというケースもございまして。

それから、日本でいえばそういうことはありませんけれども、世界的な資金の動きから申しますと、例えば、中東のような国々は、必ずしも外国税額控除の対象になる所得税とか法人税がない場合がございまして、カウンターパートになっている税制が必ずしも無い。そのために、外国税額控除という制度そのものが存在しないようなケースもございまして、そういう意味では、外国税額

控除にも一定の限界があるということでありま

す。日本の場合、私はその辺のところはまだよくわからないところがあるので、例えば、割引債の場合、一応償還時に源泉徴収は還付するという仕組みになっているはずでありますけれども、やはり源泉徴収時と還付時との間の時間の問題が残っているようです。通常、孫利子問題といわれておりますが、そういう問題もある。あるいは債券が所有者を転々と移動していく場合、経過利子に対する重課税が起こり得るということも指摘されております。その辺のところは私は必ずしも詳しくないので、むしろ皆様方の方が詳しいだろうと思ひます。

いずれにいたしましても、経済的に、グローバルな観点で見ますと、源泉徴収税は幾つか問題がございまして、それが資金の流れに対して歪みを

与えるということがいわれております。

その一つの典型が、ドイツが八九年に利子に対して源泉徴収税を導入いたしましたときに、資本が一斉にルクセンブルグに逃げたこととございまして、そのためにドイツは一たん廃止をいたしました。しかし、最近また、EUの共通指令にほぼ沿う形で、ドイツはまた源泉徴収税を導入いたしました。いずれにしても、資金の移動をもたらす可能性が非常に強いということでありませぬ。

日本ではどちらかというと、匿名性が保証されない、資金が移動することばかりに頭が動いているようなところもありますが、実は源泉徴収税も同じような意味で、資金のかなり攪乱的な移動をもたらすという側面もございます。それでEU域内については、できるだけ共通源泉徴収税を採用するという方向に動いてきているということでもあります。

ら、今申しましたように、イギリス、オランダ、ルクセンブルグなどは源泉徴収は採用したくないということ、進んでいないということとあります。ですから、それがグローバル・スタンダードになるかどうかは、まだ何ともいえないということとであろうと思えます。

もう一つ、先ほど申し上げましたように、源泉徴収プラス確定申告型の場合には、支払調書のよきな情報開示が必要になります。完全な匿名性を維持することはできません。なぜかと申し上げます、源泉徴収しておくけれども、最後の確定申告の際に、還付なり追加納付という形で申告をしなければいけませんので、どうしてもそのための税務情報が必要です。

ですから、源泉徴収は、税務行政コストは一部、例えば、金融機関に代行してもらうというメリットがあったり、早期に徴収を確保するとか、

こういった源泉徴収税は、確かに税務行政上のメリットがございますし、また脱税の防止というメリットもありますので、これをできるだけ生かしていこうというのが、世界的にも一つの方向であるかと思われませぬ。日本やEUが今こういう方向をとろうとしているわけございまして、非常に理想的な姿をいえば、全世界で共通の源泉徴収率を採用することが恐らく理想的な姿であろうと思えます。

ところが、実際問題としてなかなかそうはいかない事情がございます。それは例えば、イギリス、オランダ、ルクセンブルグといった国際金融市場としての地位を確保したい国でございます、源泉徴収の持っている経済的な問題を考えますと、簡単には採用できないという点があります。ですから、世界的な共通源泉徴収という構想は、実際的にはなかなか困難で、EUの中です

脱税の防止について役立ちますけれども、源泉徴収プラス確定申告型は、EU型のスタンダードであります。これは支払調書などの情報提供義務なり、課税当局の質問権とか調査権というものを同時に伴ってまいりますので、匿名性とかそういうものは確保されないという点でございます。

そういう点で比較されるのが、源泉分離型の、それでおしまいというタイプのものであるということが、注意していただきたい点でございます。

日本の源泉分離課税は、その意味で、税務行政上でありますとか、支払調書を必要としないという点で大変便利であるということ、また、そういうものがかなり定着しているということも私は承知しております。ただ、現在の世界的な流れの中でいえば、かなりローカル・スタンダードになりつつあるのではないかと気がいたします。

そうはいいまでも、資産所得の源泉分離課税

は、予想外に大きな役割を担っているわけです。サラリーマンの場合、給与所得の年末調整をする、後はほとんど申告が必要ありませんが、それは事実上この源泉分離課税が支えているわけであります。給与所得の年末調整を幾らしても、資産所得が源泉徴収プラス確定申告型になりますと、いざれ申告しなければならなくなってしまふ。資産所得の源泉分離課税と給与所得の年末調整が相まって、いわば日本の事実上の申告不用制度をつくっている。そういう意味では、税務行政上、非常に大きな意味を持っておりますので、ここを本当に変えていくことができるかというのは、相当エネルギーがない限りは難しいということであります。

しかし、先ほど申しましたように、これは世界的な金融証券課税から申せば、ローカル・ルールになりつつあるということでありまして、その辺

のところを今後考えるのは非常に難しいということであります。

その対照的なところが、納税者番号を使って総合課税をやる、源泉徴収一切なしというアメリカ型のスタンダードであります。そのかわり、トラブルが起こったときに納税者側に举证責任がありますし、IRSという課税当局は、調査権や質問権を十分持っているという仕組みです。つまり、事前規制は一切ないけれども、事後は徹底的に締めるというやり方であります。

ですから、恐らく日本として非常に苦しいのは、源泉分離課税というまさに極端な、他方、イコールパートナーとして最も影響力を持つアメリカがそれと全く違うスタンダードでやっているということでもあります。その中間はEUI型だという発想はもちろんあるわけでありませうけれども、いざれにしても、議論として、また、我々の置かれ

ている立場としても厳しいのは、ローカル・スタンダードの日本と、だんだんグローバル・スタンダードになりつつアメリカとが余りにも方法が違い過ぎるということであります。

もちろんこのほかにも、スイスのようなローカル・ルールに近いものもございます。これは銀行の守秘義務が非常に強い。ですから、もちろん支払調書なんか出さない。そのかわり、かなり高い印紙税とか、源泉課税ということに対応している。ただ、スイスについては、最近、逆の意味で評判の悪いマネーロンダリングの問題でありますとか、ナチスの資産形成、資金調達を助けたのではないかという問題が指摘されておりまして、そういう方向もまたあるかとは思いますが、一つの批判の対象になっているということでもあります。

四、ビッグ・バンと居住地原則

それでは、この源泉課税にかわるやり方は何か。税務行政の問題としてお話ししますが、別の言葉でいえば、居住地原則で金融証券関係の所得に対して課税をしようという考え方であります。極端なケースでいえば、源泉課税を認めない、だから、利子などが発生する国の源泉地課税は認めないで、投資家の居住する本国だけで課税をするという考え方であります。

この居住地原則は、実は世界的な課税の仕方としては、一応基本的な考え方になっているものがあります。

なぜそれが基本的な考え方になっているか。一つは、通常こういう所得に対する課税は、公平性ということが重視されます。公平というのは、あ

くまでも居住地国における本人の問題でありまして、外国政府があれこれいう問題ではありません。ですから、公平性というものは、あくまでも居住地国におけるある人間の全体の所得にどの程度課税すべきかという問題でございます。そういう意味で、居住者がどこで稼いでしようと、全部外国で稼ごうと、居住地でその人間の所得を算定して課税をするという考え方が一番基本にはなっているということでもあります。

ただ、先ほど申しましたように、そういう居住地原則を貫きますと、源泉地国で税収を失ってしまうし、源泉地国が提供した公共サービスの対価を徴収できませんので、両方の原則を認めているということでもあります。ただ、最終的な課税はあくまでも居住地で行って、源泉地で支払った外国税額は、控除するという仕組みになっているということがあります。

ばいけないということでもあります。これが大変やっかいな問題になるわけでもあります。

その点で、確かに源泉地原則を併用しているメリットは非常に大きいわけです。つまり、源泉地国で課税された時、外国税額控除を受けたければ、これだけ払いましたという証明をつけなければいけないということですから、一種の情報が流れてくるわけでもあります。

しかし、外国では、非居住者に対する源泉地課税を廃止している。例えば、フランスなどにもう廃止している。アメリカでも、ユーロボンドのようなものは、非居住者は非課税であります。日本も、国外債利子のうち、ユーロ債については、非課税の方向になっている。つまり、だんだん世界的に、源泉徴収に関して非居住者の場合に廃止の方向に動いていくことになりますと、そこから得られる情報が少なくなってくる。

もう一つ、経済的にもこの居住地原則は大きなメリットがございます。それは、世界的にどういう地域に資金を投下するかについて、全く無差別で、中立的だということですから。つまり、最終的には、外国税額は控除されるということで、例えば、日本の投資家であれば、最終的には日本の税制しか適用されません。日本の投資家がアメリカに投資しようと、アメリカの国債を買おうと、ヨーロッパの国債や社債を買おうと、あるいは中近東やロシアの債券を買おうと、最終的に適用されるのは日本の税制だけです。その点で非常に中立的で無差別であるといわれております。

ただし、この居住地原則を貫こうとすると、非常にやっかいな問題が起こってきます。外国のどこで稼ごうと、全部の所得を居住地国で課税するわけですから、その人間がどの国でどのくらい稼いだかという情報を課税当局が持っていないけれ

外国で所得が発生したことをどうやって日本の徴税当局が把握するのかということになってまいりますと、これは外国の徴税当局との間で情報交換をやらざるを得なくなってくるということでもあります。つまり、外国から日本の証券保有者に対して送金が行われたということをきちんと把握しなければいけない。逆に日本の投資家が海外に資金を持ち出す場合も、日本がそれを把握して、投下された外国に対して情報を提供しなければいけない。

ですから、非居住者に対する源泉地課税が経済的に好ましくないということでも弱められてまいりますと、逆に国際的な徴税当局相互間の送金とか資金の受け取りというものに対する情報をきちんと流していかないと、居住地原則は適用できなくなってしまうということでもあります。

表2をご覧ください。昨年税調に提出された資料

表2 日、米、仏におけるクロスボーダー取引に関する資料の報告制度

日 本	アメリカ	フランス
<p>○ 為替銀行等を経由しないクロスボーダー取引は、現行外為法上、基本的に許可制、事前届出制</p> <p>一方、クロスボーダー取引自体に税務上の資料提出義務はない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>外為法改正 (完全自由化)</p>	<p>○ 1万ドル超の通貨または支払手段を米国外から持ち出し、又は米国外へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、国籍、パスポート番号、通貨または支払手段の種類・金額を税関に報告する義務がある</p> <p>(通貨・海外取引報告法)</p>	<p>○ 金融機関の仲介なしに5万フラン超の通貨または支払手段を仏国から持ち出し、又は仏国外へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、生年月日、国籍、出生地、通貨または支払手段の金額を税関に報告する義務がある</p> <p>(租税一般法典)</p>
	<p>○ 米国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が1万ドル超の者は、自己の氏名・住所、納税者番号、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。</p> <p>(通貨・海外取引報告法)</p>	<p>○ 仏国外に金融機関の口座を保有、開設または閉鎖する者は、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。</p> <p>(租税一般法典)</p>
	<p>○ 金融機関は、米国内と米国外との間の1万ドル以上の資金移動について記録保存義務があり、かつ、財務省の要求に従い情報資料を提出する義務がある。</p> <p>(通貨・海外取引報告法)</p>	<p>○ 金融機関は、仏国内と仏国外との間の資金移動について記録保存義務があり、かつ、税務当局の要求に従い、提出する義務がある。</p> <p>(租税手続法典)</p>

(参考) 英・米・独・仏の各国では、犯罪等に関係する疑いのある全ての金融取引について、金融機関は司法当局等に報告する義務を負う。

今後の税制のあり方

でありますので、特に珍しい資料ではありませんけれども、先ほどの源泉徴収制度などが存在しないアメリカの場合で申しますと、国内的には納税者番号を使いますが、一定限度を超える通貨の持ち出しだとか、口座の所有であるとか、送金であるとか、そういうものに対して、IRSや税関に対する報告義務を課しているわけであります。為替が完全に自由化されていて、しかも、源泉徴収制度がほとんど機能しないという場合には、こういう形での情報交換をやるための報告義務を課することになります。

ドイツの場合なども、源泉徴収制度を入れましたけれども、これは日本と違っています、最終的には確定申告で還付する制度でありますから、やはりこういう金融機関でありますとか、そういうところには情報提供義務が課されております。

フランスの場合は、源泉分離課税が一部ござい

ますけれども、やはり同じようにこういう報告義務、それに伴う罰則が存在いたします。

中里教授が『税経通信』(九七年六月号)に書いた論文に、産業構造審議会の資料が引用されていますが(大蔵省の資料を引用すると、どうしてもバイアスで見られるからということのようです)、それによると、大体諸外国では、源泉徴収プラス確定申告型のケースでは、源泉徴収がないというケースも含めて、おおむね為替管理が撤廃されますと、課税当局に対して、送金等について何らかの形で報告義務をつけ、そこで本人確認を行い、居住地原則を適用するというやり方をとっているということでもあります。

今お話ししましたように、居住地原則は、経済的には確かにすぐれた課税方法であります。しかし、それを貫くためには、こういう資金の国際的移動に関するモニタリングと報告義務が伴うとい

うことであります。ですから、日本のように、国内的には源泉分離課税をとって、情報は一切必要なしという考え方、あるいは海外についても、一部ユーロ債のような非常に限定されたものについての非課税措置は別として、非居住者に対してまだ広く源泉徴収制度をとっている場合には、こういう感覚が比較的薄いだらうと思います。

これは、日本の税制の考え方そのものについて、まさに抜本的な転換に近いものであると申し上げたのはそういうことでございます。つまり、先ほどもお話ししましたように、為替管理のように、事前の許可制とか、承認制をきちんととって、事前に、これは本人確認なんかしなくてもいいわけでありまして、それがなくなると、どうしても事前の規制もできないから、事後の規制をきちんとする。税制においても同じように、源泉徴収型から本人確認を行って居住地原則

ヨーロッパ諸国はほとんどないわけですし、日本もないわけですから、情報交換といったって、その基礎がないということになります。ですから、そう簡単に税務情報の交換ができないということ

最初に申しました中里教授のように、居住地原則がいいということ、そのために徹底した情報管理と情報交換をやるということになると、それは期待できない、そうなる、もとへ戻って、結局流通税のようなみなし課税で概算的にやっておくのもやむを得ないのではないか、それしか現実的な方法がないのではないかと、そういう考え方も出てくるということでありまして。そうすると、話のもとに戻ってしまつて、話を初めからもう一回やらなければいけないことになってしまいます。

恐らく大蔵省なんかも、本音のところはそういう考え方が非常に強いのだらうと思います。しか

を買くという形に、大きな方向としては移りつつあると、いいかと思えます。特にアメリカがスタンダードだと皆さんがお考えになるならば、そういう考え方に移らざるを得ないだらうと思えます。ですから、その辺は非常に大きな考え方の転換をせざるを得ません。

しかし、それが本当に可能かどうか、また、アメリカも含めて本当にうまくいっているかという、やはりそうでもないのが実情であります。

例えば、納税者の権利ということも、最近非常に強くいわれていまして、そういう税務情報を簡単に交換することが、果たして国際法上許されるのかという議論もございます。また、アメリカの納税者番号制度も、まだ一〇〇%うまくいっているわけではないということでもあります。モニタリングする仕組みそのものが、アメリカのように、納税者番号制度のある国はある程度できて、

し、どうもグローバル・スタンダードがアメリカ型になりつつあることを考えれば、従来のような流通税とか、源泉徴収型、あるいは源泉分離型の税制からだんだんと居住地原則型の税務情報をモニタリングして交換するということにやはり動かざるを得ないだらう。ただし、そんなに急には当然動けないから、段階的に少しずつ準備を整えながらやっていかざるを得ないのではないかというのが、恐らく今の動きではないかと思えます。

五、配当課税とインピュテーション

最後に、法人税のことについて一言だけお話ししたいと思えます。法人課税小委員会報告のことは、きょう御出席の皆様方とは違つかもしれませんが、前回の講演会でかなりきちんとお話ししておりますので、インピュテーションのお話だけを

最後にさせていただきたいと思えます。

確かにインピュテーションの問題は、広い意味でいえば、配当課税の一部でございますので、国際的な問題を含むわけでございまして、そういう相互調整をどうするかということをし少し考えなければなりません。

このグローバル・スタンダードは何かというと、これも何ともいえないのですが、一応EUが共通だといっているインピュテーションは、一種のスタンダードだと考えていいのかもしれない。しかも、これは論理的にはかなり厳密なものでありまして、そういう方向をとることは、私は一番いいと思っております。

ただ、インピュテーションと申しましても、それを一〇〇%認める国と、半分とか三分の二とかというように、実際には政策論の問題としては値切っている国もありますが、考え方のものは、

税込みの配当を株主（納税者）に通知して、株主

がそれで所得税の金額を算出し、払ってある法人税を差し引くというやり方で、それは非常に厳密なものでありまして、そういう方向に行くことは望ましいと私は思っております。

ただ、ヨーロッパのものがスタンダードというの、仕組みはスタンダードですが、実際には先ほどいいましたように、一〇〇%認めるという国はそう多いわけではないので、そういうところは少し気になる点であります。

もう一つ、対照的なのがアメリカであります。アメリカは全く調整をしない分離型をとっておりまして、法人税、所得税は別問題という考え方を現実にはとっている。ただ、アメリカのやり方はどういうことかという、そのかわり、法人税と所得税の最高税率を大幅に下げまして、二重課税そのものを小さくしてしまっている。非常にプラ

ティカルな方法です。確かにインピュテーションに比べますと、別々に取るという分離型の方法は、税務行政上は容易でありますし、もしかしたら企業や証券会社にとっても、税込みの配当を一々計算して、株主に知らせるという仕組みが煩わしいということもあるのかもしれない。これも先ほどいいましたように、むしろ簡素さと厳密さとの比較の問題ということに現実的にはなってくるかと思えます。私などはインピュテーションできちんとやった方が、論理的に非常にすっきりすると思っております。

ただ、その場合に、今いきましたように、多少手間がかかることと、もう一つは、今と比べますと、恐らく税収減が起きますから、それをどうするかということと同時に議論していく必要があると考えております。

この話はこの程度で、大変申しわけありません

が、簡単に指摘をしようとどめたいと思えます。

本当はもう少し時間をとってご質問があればと思つたのですが、申しわけございませんが、これで一応終わらせていただきます。（拍手）

小山理事長 特にご質問なさりたいという方はいらしゃいますか。——なければ、これで本日の講演会を終わりにいたします。（拍手）

（みやじま ひろし・東京大学教授）